

千葉市新清掃工場建設及び運営事業

基本契約書

(案)

平成30年4月

千葉市

千葉市新清掃工場建設及び運営事業 基本契約書

千葉市新清掃工場建設及び運営事業（以下「本事業」という。）に関して、発注者である千葉市（以下「本市」という。）は、代表企業、●及び●で構成される●グループ（以下「企業グループ」と総称する。）並びに●（以下「運営事業者」という。）との間で、本事業に関する基本的な事項について合意し、次のとおり基本契約（以下「本基本契約」という。）を締結する。

前 文

本市は、千葉県千葉市若葉区北谷津町347に所在する土地に、千葉市新清掃工場を整備し、これを運営することとした。

本市は、ごみ処理施設の整備及び運営に関し、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に準じて、その効果を最大限に発揮するため、整備及び運営にかかる業務を一体の事業として民間の事業者が発注することとした。

本市は、総合評価一般競争入札により事業者の募集を実施し、企業グループを落札者として選定し、企業グループの構成員は運営・維持管理にかかる業務の実施者として運営事業者を設立した。

本市及び企業グループ及び運営事業者は、かかる経緯のもと、次のとおり本事業に関する基本的な事項について本基本契約を締結する。

（目的及び解釈）

第1条 本基本契約は、本市、企業グループ及び運営事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

2 本基本契約において定義されていない用語については、別紙1の定義集に定義された意味を有する。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第2条 本市は、本事業が民間の企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重する。

2 企業グループ及び運営事業者は、本事業が公共性を有することを十分理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重する。

（事業日程）

第3条 本事業の事業日程については別紙2に示す。ただし、別紙2の事業日程は、本基本契約の当事者全員の合意により変更することができる。

（契約金額）

第4条 本基本契約の当事者は、本基本契約に基づいて締結する建設工事請負契約及び運営業務委託契約の契約金額が、当該各契約の条項に従い変更されることがあることをあらかじめ了承する。

（役割分担）

第5条 本事業の実施において、構成員及び協力企業並びに運営事業者は、別途合意した場合を除き、それぞれ、次の各号に掲げるそれぞれの役割及び業務実施責任を負う。

- | | | |
|-----|-------|--------|
| (1) | 【会社名】 | 【業務内容】 |
| (2) | 【会社名】 | 【業務内容】 |
| (3) | 【会社名】 | 【業務内容】 |

(当事者が締結すべき契約)

第6条 本市及び建設事業者は、基本協定、本基本契約及び入札説明書等に基づき、建設工事請負契約を締結する。

2 本市及び運営事業者は、基本協定、本基本契約及び入札説明書等に基づき、運営業務委託契約を締結する。

(本施設の建設工事等)

第7条 本施設の設計及び建設工事にかかる業務の概要は、要求水準書及び事業提案書に定めるところとする。

2 建設事業者は、本市との建設工事請負契約締結後、速やかに設計・建設業務に着手し、別途合意がある場合を除き、本施設の実施設計を完成させ、実施設計図書を本市に提出し本市の承諾を得た上、建設工事完了予定日までに本施設を完成させ本市に引き渡し、設計・建設業務を完了する。

3 建設事業者は、設計・建設業務における契約保証金として、建設工事請負契約に基づき、本市に対し、設計・建設業務費（消費税を含む。）の10分の1以上に相当する金額を差し入れなければならない。

4 設計・建設業務にかかる契約条件の詳細は、建設工事請負契約に定めるところによる。

(本施設の運営・維持管理業務)

第8条 本施設の運営及び維持管理にかかる業務の概要は、要求水準書及び事業提案書に定めるところとする。

2 運営事業者は、運営・維持管理業務における契約保証金として、運営業務委託契約に基づき、本市に対し、運営保証対象額に相当する金額を差し入れなければならない。

3 運営事業者は、運営業務委託契約により委託を受ける業務を実施するための人員を自らの責任で確保しなければならない。

4 運営・維持管理業務にかかる契約条件の詳細は、運営業務委託契約に定めるところによる。

(運営事業者の支援等)

第9条 代表企業は、運営業務委託契約に基づく運営事業者の本市に対する損害賠償義務及び違約金支払義務その他金銭債務の履行を保証し、別紙3に定める様式の保証書を、本市及び運営事業者が運営業務委託契約を締結すると同時に本市に提出する。

(異常事態に関する責任)

第10条 建設工事請負契約第57条、第58条及び第60条の規定にかかわらず、同契約第53条の規定による引渡しを受けた日から3年を経過するまでの期間中に本施設について異常事態が発生した場合（本施設の瑕疵に基づく異常事態の発生を含む。）には、建設事業者は、運営事業者が運営業務委託契約第37条及び第38条に基づいて本施設について負担する改善義務及び同契約第39条第4項、第40条第1項、同条第6項及び第41条第2項に基づき本施設について負担する債務について、連帯してこれを負担する。

2 建設事業者及び運営事業者は、本施設について異常事態が発生した原因が、本施設の瑕疵によるのか又は運営事業者の義務の不履行によるのか判別できないことを理由として、前項の規定による義務の負担を免れることはできない。

3 本施設について異常事態が発生した原因が、運営開始日後に発生した不可抗力（本施設の瑕疵は含まれない。）又は建設事業者及び運営事業者以外の者（ただし、その者の責めに帰すべき事由が、建設工事請負契約又は運営業務委託契約の規定により建設事業者又は運営事業者の責めに帰すべき事由とみなされる者を除く。）の責めに帰すべき事由によることを、建設事業者又は運営事業者が明らかにした場合には、第1項の規定は適用しない。

(計算書類等の提出)

第11条 運営事業者は、経営の健全性及び透明性を確保するために、運営事業者の会計監査人及び監査役が監査を行った計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書を、運営事業者の毎会計年度終了後3月以内に本市に提出しなければならない。

2 代表企業及び構成員は、会社法（平成17年法律第86号）に基づき要求される計算書類及びその附属明細書の写しを、当該会社の毎会計年度終了後3月以内に本市に提出しなければならない。ただし、当該会社が会計監査人設置会社でない場合には、監査法人又は公認会計士が監査を行った計算書類及びその附属明細書を本市に提出する。

（本基本契約上の権利義務の譲渡の禁止）

第12条 本市、企業グループ及び運営事業者は、他の当事者の承諾なく本基本契約上の権利義務につき、自己以外の第三者への譲渡又は担保権の設定をしてはならない。

（債務不履行）

第13条 本基本契約の各当事者は、本基本契約上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

（秘密保持義務及び個人情報の取扱い）

第14条 本市、企業グループ及び運営事業者は、本基本契約に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本基本契約の履行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本基本契約に特に定める場合を除き、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれない。

（1）開示の時に公知である情報

（2）相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報

（3）相手方に対する開示の後に、本市、企業グループ又は運営事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報

（4）本市、企業グループ及び運営事業者が、本基本契約に基づく秘密保持義務の対象としな
いことを書面により合意した情報

3 第1項の規定にかかわらず、本市、企業グループ及び運営事業者は、次の各号に掲げる場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

（1）弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合

（2）法令等に従い開示が要求される場合

（3）権限ある官公署の命令に従う場合

（4）本市、企業グループ及び運営事業者につき守秘義務契約を締結した本市のアドバイザー
一業務受託者並びに本事業に関する企業グループ又は運営事業者の下請企業若しくは受
託者に開示する場合

（5）本市が市議会に開示する場合

（6）本市が本施設の運営及び維持管理に関する業務を運営事業者以外の第三者に委託する場
合において当該第三者に開示する場合、本事業に関連する工事の受注者に対して開示す
る場合又はこれらの第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する
場合

4 企業グループ及び運営事業者は、本基本契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（談合その他不正行為による解除）

第15条 本市は、構成員又は協力企業のいずれかが基本協定第3条第4項各号のいずれかに該当したときは、本基本契約を解除することができる。

（管轄裁判所）

第16条 本市、企業グループ及び運営事業者は、本基本契約に関して生じた当事者間の紛争について、千葉地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

(本基本契約の有効期間)

第17条 本基本契約の有効期間は、本基本契約締結の日から建設工事請負契約又は運營業務委託契約の終了の日のいずれか遅い日までとする。

(準拠法及び解釈)

第18条 本基本契約は日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

2 本基本契約、関連書類及び書面による通知は日本語で作成される。また、本基本契約の履行に関して当事者間で用いる言語は日本語とする。

3 本基本契約の変更は書面で行う。

(定めのない事項)

第19条 本基本契約に定めのない事項については、本市、企業グループ及び運営事業者が別途協議して定める。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 企業グループ及び運営事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本基本契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び千葉市個人情報保護条例(平成17年千葉市条例第5号。以下「条例」という。)その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 企業グループ及び運営事業者は、本基本契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本基本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第3 企業グループ及び運営事業者は、本基本契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びびき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置(特定個人情報を取り扱う場合は、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)」の「(別添)特定個人情報に関する安全管理措置(行政機関等・地方公共団体等編)」に定める措置と同等以上の措置)を講じなければならない。

2 企業グループ及び運営事業者は、本基本契約による事務に係る個人情報を適正に管理させるために、個人情報管理責任者を設置し、その者をして、本基本契約による事務に係る個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項、関係法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任その他事務の適切な履行のために必要な事項に関する研修等を行わせることとともに、本市にその責任者及び研修等の実施計画を報告しなければならない。

3 企業グループ及び運営事業者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第5項に規定する個人情報取扱事業者に該当する場合には、同法の規定を遵守するとともに、本市にその旨を報告しなければならない。

(従事者への周知及び監督)

第4 企業グループ及び運営事業者は、本基本契約による事務に従事する者(以下「従事者」という。)を明確にし、その者の氏名を、個人情報管理責任者、個人情報作業責任者、個人情報作業従事者及び情報授受担当者などの役割並びに特定個人情報の取扱いの有無を明らかにして、本市の求めに応じてその内容を本市に通知しなければならない。

2 企業グループ及び運営事業者は、従事者に対し、在職中及び退職後においても本基本契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を了知させるとともに、個人情報保護に関する誓約書を徴し、本市の求めに応じて提出しなければならない。

3 企業グループ及び運営事業者は、前項の了知の際、従事者に対し、本基本契約による事務に従事している者又は従事していた者が、個人情報の違法な利用及び提供に関して番号法及び条例で規定する罰則が適用される可能性があることを周知しなければならない。

4 企業グループ及び運営事業者は、従事者に対し、本基本契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。本基本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第5 企業グループ及び運営事業者は、本基本契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外の利用又は提供の禁止)

第6 企業グループ及び運営事業者は、本市の指示又は承諾があるときを除き、本基本契約による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外の目的に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

(複写等の禁止)

第7 企業グループ及び運営事業者は、本市の指示又は承諾があるときを除き、本基本契約による事務を処理するために本市から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第8 企業グループ及び運営事業者は、本基本契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、委託先及び委託の範囲を本市に対して報告し、あらかじめ本市の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 企業グループ及び運営事業者は、前項ただし書の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託先に取り扱わせる場合には、本基本契約により企業グループ及び運営事業者が負う義務を、あらかじめ契約書等で本市が指定する事務を除き、「本市」を「企業グループ及び運営事業者」に、「企業グループ及び運営事業者」を「再委託先」に読み替えて、再委託先に対しても遵守・履行させるとともに、企業グループ及び運営事業者と再委託先との間で締結する契約書においてその旨を明記しなければならない。この場合において、企業グループ及び運営事業者は、本市の貸与した個人情報並びに企業グループ及び運営事業者及び再委託先が本基本契約による事務を処理するために収集した個人情報をさらに委託するなど、第三者に取り扱わせることを禁止しなければならない。

3 企業グループ及び運営事業者は、再委託先の当該業務に関する行為及びその結果について、再委託先との契約の内容にかかわらず、本市に対して責任を負うものとする。

(作業場所の指定等)

第9 企業グループ及び運営事業者は、本基本契約による事務の処理については、本市の庁舎内において行うものとする。ただし、本市の庁舎外で事務を処理することにつき、当該事務を処理しようとする場所における個人情報の適正管理の実施その他の措置について、あらかじめ本市に届け出て、本市の承諾を得た場合には、当該作業場所において事務を処理することができる。

2 企業グループ及び運営事業者は、本市の庁舎内において本基本契約による事務の処理を行うときは、本市の指定する時間を実施するものとする。この場合において、企業グループ及び運営事業者は、従事者に対して、その身分を証明する書類を常時携帯させなければならない。

3 企業グループ及び運営事業者は、本基本契約による事務を処理するために取り扱う個人情報を、本市の庁舎内又は第1項ただし書の規定により本市の承諾を受けた場所から持ち出してはな

らない。

(資料等の運搬)

第10 企業グループ及び運営事業者は、従事者に対し、個人情報記録された資料等の運搬中に資料等から離れないこと、電磁的記録の資料等は暗号化等個人情報の漏えい防止対策を十分に講じたうえで運搬することその他安全確保のために必要な指示を行わなければならない。

(資料等の返還等)

第11 企業グループ及び運営事業者は、本基本契約による事務を処理するために本市から貸与され、又は企業グループ及び運営事業者が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、本基本契約の終了後直ちに本市に返還し、又は引き渡すものとし、本市の承諾を得て行なった複写又は複製物については、廃棄又は消去し、本市にその旨の報告をしなければならない。ただし、本市が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(情報の授受等)

第12 第11に定める資料等の返還及び成果物の授受（以下「授受等」という。）は、第4の規定によりその役割を果たすべき者として本市に届け出られている者が行うものとする。

2 なお、授受等が、契約書で本市が指定することにより、本市と企業グループ及び運営事業者との直接のやり取りになっていない場合は、企業グループ及び運営事業者は、その授受等の方法について、あらかじめ本市に承認を得なければならない。

(事故発生時における報告)

第13 企業グループ及び運営事業者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに本市に報告し、本市の指示に従うものとする。本基本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 前項の規定による報告があった場合において、本市は、企業グループ及び運営事業者の意図に関わらず、市民に対して適切な説明責任を果たすため、必要な範囲においてその内容を公表することができる。

(検査等の実施)

第14 本市は、企業グループ及び運営事業者が本基本契約による事務を処理するに当たっての個人情報の取扱状況及び本基本契約に定める事項の遵守状況について、必要があると認めるときは、企業グループ及び運営事業者に対し報告を求め又は実地に検査することができるものとする。

2 企業グループ及び運営事業者は、本市から前項の指示があったときは、速やかにこれに従わなければならない。

(契約の解除及び損害賠償)

第15 本市は、次のいずれかに該当するときには、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(1) 本基本契約による事務を処理するために企業グループ及び運営事業者が取り扱う個人情報について、企業グループ及び運営事業者又は再委託先の責めに帰すべき事由により本市又は第三者に損害を与えたとき

(2) 前号に掲げる場合のほか、企業グループ又は運営事業者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたとき

(補則)

第16 この個人情報取扱特記事項に規定する各種書類の提出期限は、本市が別に指定する。

本基本契約の証として、本書●通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、本件は、契約締結につき、次の特約条項を付して仮契約を締結し、別途本市及び建設事業者間で締結される千葉市新清掃工場建設工事請負契約（以下「建設工事請負契約」という。）についての市議会の議決をもって本契約に読み替える。

（特約条項条文）

本基本契約は、建設工事請負契約が市議会において議決された場合には本契約として成立するものとし、又は、否決された場合には締結しなかったものとし、かつ、この場合において企業グループにこのことにより損害を生じた場合においても、本市は一切その賠償の責に任じない。

（仮契約日）平成●年●月●日

千葉県千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 熊谷 俊人

運営事業者
住所 ●
氏名 ●
代表者 ●

企業グループ
（代表企業）
住所 ●
氏名 ●
代表者 ●

（構成員）
住所 ●
氏名 ●
代表者 ●

（協力企業）
住所 ●
氏名 ●
代表者 ●

（協力企業）
住所 ●
氏名 ●
代表者 ●

定 義 集

ア 「異常事態」とは、本施設が要求性能を備えていない事態をいう（公害防止基準の逸脱を含むが、これらに限られない。）。

「運営・維持管理業務」とは、本事業のうち、運営業務委託契約第9条に規定される、本施設の運営及び維持管理に係る業務をいう。

「運営業務委託費」とは、本市が運営業務委託契約に従い運営事業者に支払う、運営固定費と運営変動費の合計金額（消費税を含む。）をいう。

「運営開始日」とは、平成38年4月1日又は本施設が建設事業者から本市に引き渡された日の翌日のいずれか遅い日をいう。

「運営完了日」とは、平成58年3月31日をいう。

「運営期間」とは、運営開始日から運営完了日までの期間をいう。

「運営業務委託契約」とは、基本契約の規定に基づき、本市及び運営事業者が本施設の運営・維持管理業務の委託に関して締結する、千葉市新清掃工場運営業務委託契約書をいう。

「運営固定費」とは、運営業務委託費のうち、処理対象物量の多寡に関係なく本市が運営事業者を支払うものをいう。

「運営事業者」とは、●をいう。

「運営変動費」とは、運営業務委託費のうち、処理対象物量に応じて本市が運営事業者を支払うものをいう。

「運営保証対象額」とは、運営業務委託費の一会計年度における総額の10分の3以上に相当する金額をいう。なお、運営変動費は、計画ごみ処理量に基づいて算出する。運営業務委託契約の規定に基づき、運営業務委託費が改定された場合には、当該改定後の運営業務委託費に基づいて算出する。

カ 「会計年度」とは、毎年、4月1日に開始し、3月末日に終了する1年度をいう。

「既設北谷津清掃工場等」とは、事業実施区域にある既設北谷津清掃工場、プラズマ熔融センター、共同住宅等及び旧焼却施設の地下部分等を総称していう。

「基本協定」とは、本市及び企業グループが、運営事業者の設立及び事業契約の締結に関して締結した平成30年●月●日付千葉市新清掃工場建設及び運営事業基本協定書をいう。

「基本契約」とは、千葉市新清掃工場建設及び運営事業基本契約書をいう。

「企業グループ」とは、本事業にかかる入札において落札者として選定された●を構成する企業の全てをいう。

「協力企業」とは、企業グループのうち、構成員以外の者をいう。

「計画ごみ処理量」とは、要求水準書設計・建設業務編第1章第2節1.2) (1)記載の

1 会計年度あたりの処理対象物（災害廃棄物を除く。）の計画処理量をいう。

「建設工事請負契約」とは、設計・建設業務の実施のために、基本契約に基づき、本市及び建設事業者が締結する、千葉市新清掃工場建設工事請負契約書をいう。

「建設工事完了日」とは、建設工事請負契約に基づいて本施設の本市への引渡し完了した日をいう。

「建設工事完了予定日」とは、平成38年3月31日又は建設工事請負契約によって変更された日をいう。

「建設事業者」とは、●をいう。

「公害防止基準」とは、その基準を逸脱した場合に本施設を停止させなければならない基準をいう。

「公害防止基準値」とは、要求水準書運営・維持管理業務編第5章第4節表5.3に規定された公害防止基準の基準値をいう。

「構成員」とは、企業グループのうち●及び●をいう。

サ- 「事業契約」とは、基本契約、建設工事請負契約及び運營業務委託契約の総称をいう。

「事業実施区域」とは、運営・維持管理業務を実施する区域をいう。

「事業提案書」とは、本事業の入札において、落札者として選定された●グループが提出した応募書類一式をいう。

「消費税」とは、消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）第2章第3節に定める地方消費税をいう。

「処理対象物」とは、要求水準書設計・建設業務編第1章第2節1.2) (1)記載の、本施設において処理されるべきごみをいう。

「処理不適物」とは、他所灰前処理装置で燃焼熔融処理に適さないものとして選別除去したものをいう。

「設計・建設期間」とは、建設工事請負契約締結日から建設工事完了日までの期間をいう。

「設計・建設業務」とは、本事業のうち、本施設の設計・建設に係る業務をいう。

「設計・建設業務対象区域」とは、設計・建設業務を実施する区域をいう。

「設計・建設業務費」とは、建設事業者が設計・建設業務を実施した対価として、本市が建設工事請負契約に従い建設事業者を支払う対価（消費税を含む。）をいう。

タ- 「代表企業」とは、企業グループを代表する●をいう。

ナ- 「入札説明書等」とは、本市が本事業の事業者募集のための入札に関して公表した平成30年4月19日付の入札説明書（本市が公表した参考資料及びその他の補足資料を含む。）及び平成30年●月●日付で公表した質問回答（ただし、要求水準書及び契約書案に関するものを除く。）をいう。

ハ- 「排出禁止物」とは、危険物や家電リサイクル法該当品目、パソコン及びオートバイ等の本市が収集あるいは処理しないごみを総称している。

「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、火災その他の自然災害、又は騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象（ただし、要求水準書において基準が定められている場合は、当該基準を超えるものに限る。）のうち、通常の見込み可能な範囲外のものであって、関係する契約の当事者のいずれの責めにも帰さないものをいう。

「プラント」とは、本施設で処理対象物を燃焼熔融処理するために必要なすべての機械設備・電気設備・計装制御設備等を総称している。

「法令等」とは、法律・命令・条例・政令・省令・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、若しくはその他公的機関の定める一切の規定・判断・措置等をいう。なお、事業契約締結時点で公表されている法令等の法案（改正案を含む。）がある場合、かかる法案の成立、施行は法令等の変更には該当しない。

「本施設」とは、本事業において、運営事業者が本施設対象区域内に設計・建設し、平成58年3月31日まで運営・維持管理するエネルギー回収型廃棄物処理施設をいい、プラント及び建築物等を総称している。

ヤ- 「要求水準書」とは、本市が本事業の入札において公表した千葉市新清掃工場建設及び運営事業要求水準書並びにこれに係る質問回答（本市が平成30年●月●日付で公表したもの）をいう。

「要求性能」とは、要求水準書及び事業提案書が定める、本施設が備えているべき性能及び機能をいう。

事業日程

内 容	日 程
① 事業者設立日	平成31年●月●日
② 契約締結日	平成31年●月（千葉市議会可決日）
③ 建設工事 開始日	平成31年●月
④ 建設工事 完了予定日	平成38年 3 月31日
⑤ 運営・維持管理業務開始	平成38年 4 月 1 日
⑥ 運営・維持管理業務終了	平成58年 3 月31日

別紙3（第9条関係）

千葉県千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 熊谷 俊人 様

保 証 書

●（以下「保証人」という。）は、千葉市新清掃工場建設及び運営事業（以下「本事業」という。）に関連して、保証人が代表企業であるところの●グループが●（以下「本市」という。）との間で平成●年●月●日に本契約を締結した千葉市新清掃工場建設及び運営事業に関する基本契約書（以下「基本契約」という。）に基づいて、この保証書を提出する。なお、本保証書において用いられる用語は、特に定義された場合を除き、基本契約において定められたものと同様の意味を有するものとする。

（保証）

第1条 保証人は、運營業務委託契約に基づく運営事業者の本市に対する損害賠償債務及び違約金支払債務その他の金銭債務（以下、「主債務」と総称する。）の履行を、運営事業者と連帯して保証する（以下「本保証」という。）。

（通知義務）

第2条 本市は、設計・建設期間の変更、延長、工事の中止その他運營業務委託契約又は主債務の内容に変更が生じたことを知ったときは、遅滞なく当該事項を保証人に対して通知する。本保証の内容は、本市による通知の内容に従って、当然に変更されるものとする。

（履行の請求）

第3条 本市は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、本市が別途定める様式による保証債務履行請求書を送付する。
2 保証人は、前項の規定による保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に、当該請求にかかる保証債務の履行を完了しなければならない。

（求償権の行使）

第4条 保証人は、本市の同意がある場合を除き、運營業務委託契約に基づく運営事業者の債務が全て履行されるまで、保証人が本保証に基づく保証債務を履行したことにより代位によって取得した権利を行使することができない。

（終了及び解約）

第5条 保証人は、本保証を解約することができない。
2 本保証は、主債務が消滅した時に終了する。

（管轄裁判所）

第6条 本保証に関して生じた一切の紛争に関しては、千葉地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

（準拠法）

第7条 本保証は、日本国の法令に準拠し、これによって解釈される。

以上の証として本保証書が2部作成され、保証人はこれに署名し、1部を本市に差し入れ、1部を自ら保有する。

平成●年●月●日

保証人
(代表企業)
住所 ●
氏名 ●
代表者 ●